

有効利用評価方針の概要

（公共業務用無線局・各種無線システム）

評価の方法等

(1)電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国BWA）に係る評価

評価事項	人口カバー率、技術導入状況等	その他(インフラシェアリングの取組等)
評価の方法	周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価（定量的・定性的）。	複数の周波数を総合的に勘案した定性的な評価。

(2)電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

評価する無線局	公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1	各種無線システム※2
評価の方法	需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。	無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価※3。

※1 公共業務用無線局のうち、デジタル変革時代の電波政策懇談会の議論において、検討対象となった国のシステム（計31システム）。

①他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：9システム

②アナログ方式を用いるシステム：22システム

※2 令和6年度の評価対象は、714MHz以下の周波数帯。

※3 重点調査対象システムは実測による発射状況調査を踏まえて評価。

(3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

	公共業務用無線局	各種無線システム
評価の事項	当該無線局^{注1}に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。 ア 無線局の数 イ 無線局の行う無線通信の通信量 ウ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況 エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画） 注1）公共業務用無線局にあつては、「当該公共業務用無線局」。	
評価の方法及び基準	評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。 ア 1 アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行^{注2}並びにデジタル化に向けた対応の状況 ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況 エ 使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。） オ 使用している周波数に対する需要^{注2} 注2）デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。	評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。 ア 1 アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況 ウ 評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況 エ 周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況 オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向
発射状況等の分析	－（対象外）	重点調査対象システムについては、上記の事項のほか、実測による発射状況等进行分析することにより評価を行うものとする。
評価にあたって考慮する事項	上記の事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。 （1）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性 ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用 イ 非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用 ウ 国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用 エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用 （2）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況	